

令和5年第4回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年4月20日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時25分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:吉澤貴美子、教育委員:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏
欠席委員	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:池田いずみ、学務課長:根本薫、指導課長:木村成雄、生涯学習課長:成田佳輝、地域交流センター長:海老澤敦司、学務課学校総務係課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務係主任:根本知尋
議 案	報告第7号 筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について 報告第8号 筑西市生涯学習指導員等の任命について 報告第9号 筑西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について 報告第10号 筑西市文化財保護審議会委員の委嘱について 報告第11号 令和5年度公民館職員配置について 議案第20号 筑西市教育委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則の一部改正について
議事の概要	小室教育長: ただ今より、令和5年第4回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、2. 報告事項に入ります。(1) 筑西市校長会等の役員について、説明をお願いいたします。 指導課長: 筑西市校長会等の役員について決定しましたので、ご報告いたします。 筑西市校長会会長として下館中学校長 櫻井千洋、副会長以下につきましては、資料のとおりとなります。 筑西市教育研究会会長として川島小学校長 櫻村睦彦、副会長以下につきましては、資料のとおりとなります。 続きまして、学校評議員について説明させていただきます。新たに委嘱しました学校評議員は30名で、資料内の附記に「新」と記載されている方々となります。また、明野五葉学園に移行する小中学校のみ、現在の学校体制の期間が残り1年ということを考慮し、特例で4回の委嘱も可としております。 以上、報告いたします。

- 小室教育長： よろしいでしょうか。
続きまして、3. 議事に入ります。報告第7号「筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。
- 指導課長： 報告第7号「筑西市いじめ問題専門委員会委員の委嘱について」、ご説明します。
筑西市いじめ問題専門委員会設置条例の規定により、令和5年度は筑西市いじめ問題専門委員8名のうち1名が新委員となります。委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年7月23日までとなります。説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。
- 小室教育長： ただいま、報告第7号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告第8号「筑西市生涯学習指導員等の任命について」、報告をお願いします。
- 生涯学習課長： 報告第8号「筑西市生涯学習指導員等の任命について」、ご説明します。
生涯学習指導員につきましては、筑西市生涯学習指導員に関する要綱第3条及び第4条の規定により、生涯学習振興の観点から、令和5年度においても会計年度任用職員として任用するものです。主な業務といたしましては、生涯学習に係る情報の収集及びその提供に関すること、また、生涯学習事業と生涯学習課を結ぶパイプ役としての活動を行っていただくこととなります。任用者は、継続して7年目の任用となります。要綱中に、「再任は原則として3年を超えないものとする。」と記載がありますが、任用している指導員に代わる人材が見つからないのが現状です。今後は、要綱の内容を精査させていただき、生涯学習事業が滞りなく進むように調整したいと考えております。
続きまして、特別青少年相談員について説明させていただきます。筑西市青少年センター規則第4条の規定により、青少年育成の観点から令和5年度においても会計年度任用職員として任用するものです。主な業務といたしましては、青少年に係る相談、指導等に関することです。任用者については、昨年度からの継続で2年目となります。
続きまして、筑西市社会教育指導員について説明させていただきます。筑西市社会教育指導員に関する要綱第3条及び第4条の規定により、社会教育振興の観点から会計年度任用職員として新たに任用となります。主な業務といたしましては、社会教育主事のサポートや家庭教育に関する指導助言、また、社会教育団体等の育成など、多岐にわたる業務となります。任用者については、本年度からの新規の任用で1年目となります。

任用期間は、3名とも令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。
説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、報告第8号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
定年退職年齢の引き上げや再任用制度等の兼ね合いで、人材の確保が難しくなっているのが現状となります。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告第9号「筑西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

生涯学習課長： 報告第9号「筑西市スポーツ推進委員会委員の委嘱について」、ご説明します。
スポーツ推進委員は、筑西市スポーツ推進委員規則に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の委嘱となります。主な活動内容についてですが、市のスポーツの行事協力をはじめ、スポーツの実技指導、市民スポーツ団体の育成、スポーツ啓発活動などを中心に活動していただいております。スポーツの各分野で活躍されている方から委員を選出しています。令和5年度は委員定数65名以内に対して、34名の方が選出されています。
説明は以上です。よろしくお願いたします。

小室教育長： ただいま、報告第9号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。
続きまして、報告第10号「筑西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、報告をお願いします。

生涯学習課長： 報告第10号「筑西市文化財保護審議会委員の委嘱について」、ご説明します。
文化財保護審議会委員は、筑西市文化財審議会条例に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間委嘱することとなっております。委員の主な活動内容についてですが、教育委員会の諮問に応じて、文化財の指定や管理方法、文化財や歴史資料の保存及び活用に関する重要事項について文化財保護法を基に調査審議していただいております。令和5年度は定員15名以内に対して、学識経験者、各分野の研究者などから7名委嘱いたします。委員の変更に関しては、2名の委員が退任され、今回新たに1名の方に委員を委嘱しています。県立歴史館の職員であり、近現代・歴史資料を専門に研究しています。また、下館商工会議所等の「郷土の歴史と文化を学ぶ講座」等の講師を務めています。
説明は以上です。よろしくお願いたします。

小室教育長： ただいま、報告第10号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告第 11 号「令和 5 年度公民館職員配置について」、報告をお願いします。

地域交流センター長： 報告第 11 号「令和 5 年度公民館職員配置について」、ご説明します。

今年度、新たに配属となりました公民館職員について報告します。川島公民館館長、五所公民館館長、中公民館社会教育指導員、大田公民館館長及び社会教育指導員、明野公民館館長、関係部署として生涯学習課長、生涯学習課社会教育指導員となります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

小室教育長： ただいま、報告第 11 号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

草間委員： 中公民館と大田公民館の社会教育指導員は元学校の先生ですか。

小室教育長： そうです。

吉澤委員： 川島公民館の館長は地元の方ですか。

地域交流センター長： はい、自治会等でも活動されている方です。

小室教育長： よろしいでしょうか。

続きまして、議案第 20 号「筑西市教育委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則の一部改正について」、説明をお願いします。

学務課長： 議案第 20 号「筑西市教育委員会の管理する情報の公開及び個人情報の保護に関する規則の一部改正について」、ご説明します。

前回 3 月の定例会にて、同じ規則の改正について、個人情報保護法の改正による全国的な制度の改正という説明をさせていただきましたが、今回の改正についても同様の趣旨によるものです。

個人情報保護法の改正を受け、3 月の市議会定例会において、市長部局から法律の運用面について定める「筑西市個人情報の保護に関する法律施行条例」が議案提出されていまして、この条例が議会で可決され、3 月 24 日に公布されましたので、第 1 条の趣旨既定の中に、この施行条例を追加するものです。

また、第 3 条の（個人情報の保護）の運用規定についても、「市長が保有する個人情報の保護の例による」としていたところ、市長部局の方で、様式などの細かい運用ルールを定めた「筑西市個人情報の保護に関する法律等施行規則」が同じく 3 月 24 日に公布されましたので、この規則の名前を追加するものです。

協 議

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

小室教育長： ただいま、議案第20号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第20号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

各 委 員： 【挙手全員】

小室教育長： 挙手全員であります。よって、議案第20号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、4. 協議に入ります。（1）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。
よろしいでしょうか。
以上をもちまして、令和5年第4回筑西市教育委員会定例会を閉会します。